

件名：まちなか空き店舗出店者支援事業について

- 1 事業内容 市では、平成27年度から国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、本市の玄関口である渋川駅前通り沿線に点在する空き店舗の解消に取り組んでいます。

中心市街地の活性化とにぎわいを創出するため、まちなかの空き店舗を活用して新たに開業する事業者に対し、店舗の改装費用や賃借料の一部を補助します。
- 2 内 容 渋川駅前通り周辺の空き店舗を活用して新たに開業する事業者に対し、店舗の改装費用や賃借料の一部を助成するものです。
 - (1) 対象者
空き店舗を活用して開業しようとする個人または法人
 - (2) 補助内容
 - ①店舗等改装費補助
補助率：2/3以内 補助限度額：200万円以内
補助対象期間：事業開始初年度に1回のみ
 - ②店舗賃借料補助
 - ア 補助率：1/2以内 補助限度額：月額4万円以内
営業開始から3年目まで
 - イ 補助率：1/3以内 補助限度額：月額2万5千円以内
4年目から5年目まで
- 3 事業実績 平成27年度から取り組みで、合計13店舗がこの補助制度を利用し開業しました。

平成27年度	7店舗	(飲食店4、小売店2、介護サービス1)
＊公的活用	2か所	しぶかわ名産品センター(しぶさん) 高校生の放課後自習室(すたでいばんく)
平成28年度	6店舗	(飲食店4、小売店1、介護サービス1)
- 4 その他 渋川駅前第2、3駐車場の運営開始(平成28年)
第2駐車場42台(一時)、第3駐車場53台(一時、定期)

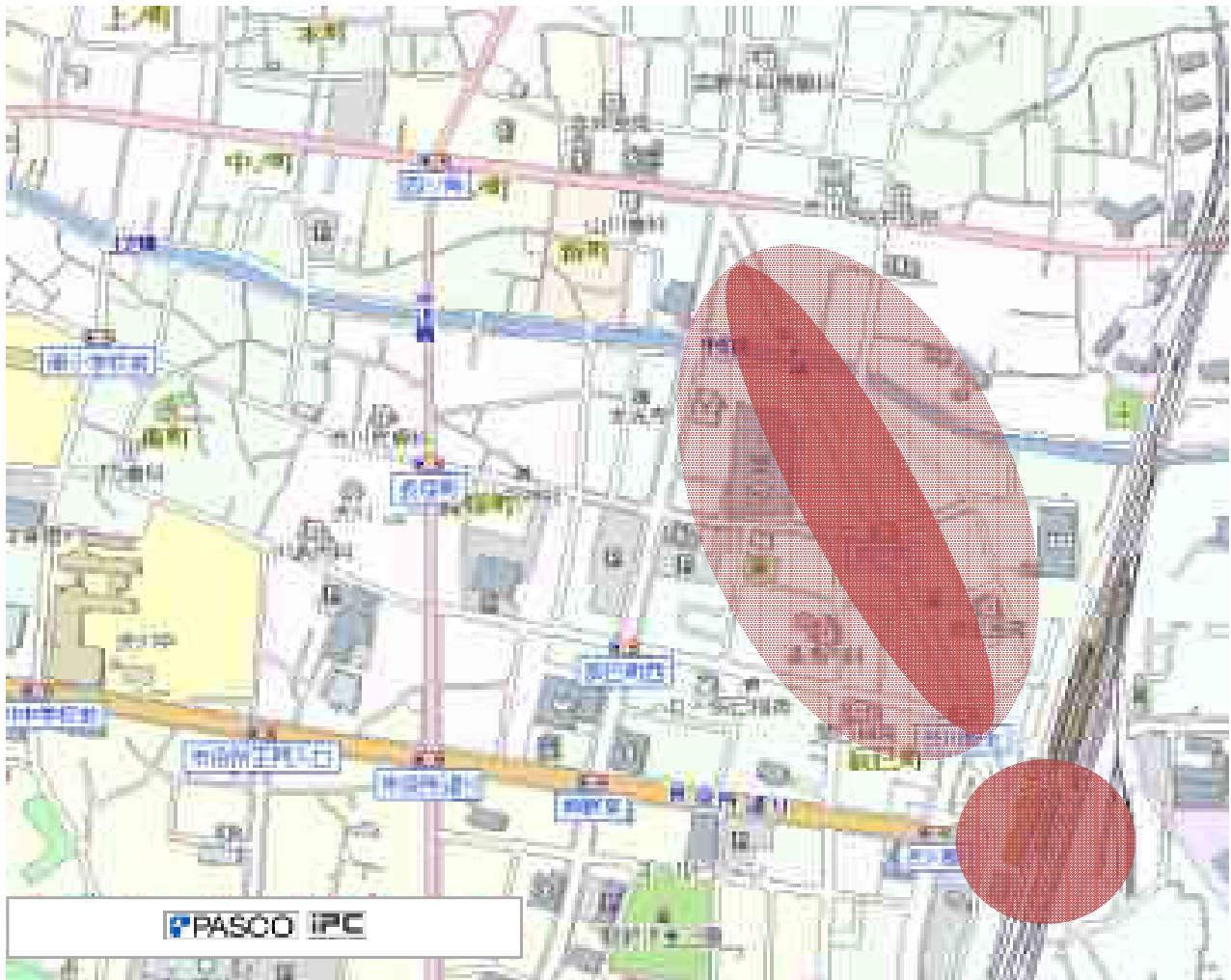
澁川市まちなか空き店舗出店者支援事業 補助金助成内容一覧

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等改装費（開店に必要な内装工事、外装工事、設備（電気、水道、ガス、空調）工事、その他建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるもの）を含む。） ※設計費、什器・備品等購入及び設置費は対象外 	2 / 3 以内	200万円 以内	事業開始初年度に1回のみ
<ul style="list-style-type: none"> ・店舗賃借料（共益費を含む。） ※敷金、礼金、駐車場使用料及び契約に関する諸経費は対象外 	1 / 2 以内	月額4万円 以内	営業開始から3年目まで
	1 / 3 以内	月額2万5千円 以内	4年目から5年目まで

備考

- 1 算出した額の合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 2 補助対象事業について、国、県、市及びその他団体等が実施する他の補助制度（融資は除く。）の対象となる場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた金額を算定の基礎とする。
- 3 店舗賃借料の補助対象期間は、営業開始日の属する月の翌月（月の初日に営業を開始する場合は当月）から起算する。
- 4 補助対象経費のうち、空き店舗が店舗併用住宅である場合の店舗賃借料は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を案分して算出する。

「まちなか創業支援プロジェクト」の最重点実施地区



※ 網掛け部分が最重点実施地区となります。